

新型コロナウイルス感染症に関する 事業者向けの融資のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動に支障を来している市内事業者（個人事業主を含む）にご利用いただける、セーフティネット保証などの融資メニューをご紹介します。

【融資】福岡市商工金融資金制度（福岡市内の事業者向け）

経営安定化特別資金（特例枠）

◆セーフティネット保証4号（要件：売上高▲20%以上）

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内（うち据置2年以内）	1.3%	0.00%

◆セーフティネット保証5号（要件：国が指定する対象業種で売上高▲5%以上）

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内（うち据置2年以内）	1.3%	0.40%

セーフティネット保証等の認定申請をされる皆さまへ

注）金融機関で市融資メニューをご利用になるためには、市が発行する認定書が必要です

■ご申請は、原則以下の方法でお願いいたします

- ・**郵送**（事前にオンライン受付が必要）
- ・**金融機関での代理申請**（金融機関の窓口で申請が可能）

■ただし、以下は従来どおり当センターの融資窓口へお越しください

- ・セーフティネット保証5号
- ・運用緩和（セーフティネット4号のうち、創業1年1か月未満、店舗拡大等）

申請の方法やその他融資メニューについては、以下ホームページをご確認ください

福岡市中小企業サポートセンター

検索



TEL問合せ先／福岡市経済観光文化局経営支援課：092-441-2171

< 国、福岡県などの融資メニュー >

【融資】福岡県中小企業融資制度（福岡県内の事業者向け）

○福岡県制度融資「緊急経済対策資金」

※詳しくは、福岡県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-020130.html>

※このほか、北九州市、久留米市についても、中小企業者への融資がありますので、詳細は 各自治体へご確認ください。



<お問い合わせ先>

福岡県商工部中小企業振興課 TEL:092-643-3424 平日9時～17時

【融資】日本政策金融公庫

○新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活事業・中小企業事業）

※詳しくは、(株)日本政策金融公庫のホームページをご確認ください。

<https://www.jfc.go.jp/>



<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話0120-154-505 平日9時～17時

【融資】商工組合中央金庫

○新型コロナウイルス感染症特別貸付

※詳しくは、(株)商工組合中央金庫のホームページをご確認ください。

<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>



<お問い合わせ先>

商工組合中央金庫相談窓口 電話：0120-542-711 平日・休日9時～17時

【その他 福岡市独自の支援策】

福岡市独自の支援策について、チラシにまとめています。

※詳しくは、福岡市のホームページをご確認ください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/policy_mng/business/coshien.html



【その他 国の支援策】経済産業省

経済産業省が、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策をパンフレットにまとめています。

※詳しくは、経済産業省のホームページをご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/#00>

